

(平成25年2月28日受付)

市民総合センターにたばこ自販機

■内容

飲み物を買いに市民総合センターに入ったところ、たばこ自販機が設置されていました。たばこ自販機の設置基準は、常時、販売者が監視できるという条件があると思います。休日でだれが来訪するかわからない条件で販売するのは違法です。

また田辺市は健康たなべ21で喫煙率低減を目指しているはずです。その意味からも公的施設にたばこ自販機を置くことには公衆衛生行政上の何らの根拠もなく、即刻自販機を撤去すべきです。自販機を設置し続けるのであれば、休日は通電しないなどの処置が必要であります。

いつ撤去するのか、明確な計画を聞かせてください。

■回答

市民総合センターにおけるたばこの販売については、たばこ事業法及びたばこ事業法施行規則に基づき田辺市職員共済会（以下:共済会）が「たばこ小売販売業」の許可を受け、売店店頭及び自動販売機にて販売を行っています。

売店の設置については、職員及び来館者の利便を図るため共済会に庁舎の使用を許可しており、共済会では売店運営を障害者の社会参加のため就労実習の場として社会福祉法人に委託しています。

ご指摘のとおり、喫煙対策は市の健康施策の重要な課題であることから、たばこ自動販売機の撤去を前提に、設置者である共済会と協議を行った結果、現在、共済会では撤去に向けた事務手続を進めており、条件が整い次第、自動販売機を撤去することとしておりますのでご理解をお願いいたします。

※8月9日に撤去済み

【福祉課】